

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	28
許認可等の種類	療養費の支給			
根拠法令条例等・条項	戦傷病者特別援護法第17条第1項			
許認可等の概要	療養の給付(戦傷病者特別援護法第10条)を受けることができる者は、やむを得ない事由のため指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合において、療養の給付に代えて、療養費を支給する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考]</p> <p>戦傷病者特別援護法第10条 戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病について、政令の定める期間、必要な療養の給付を行う。</p> <p>戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者……公務上の傷病について療養の給付の必要があると認定された者で戦傷病者手帳の交付を受けている者 公務上の傷病について……戦傷病者特別援護法第2条第2項各号に規定する負傷又は疾病(同法同条第3項から第7項に規定される傷病とみなされる場合も含む。) 療養の給付の範囲……戦傷病者特別援護法第11条に規定 療養費の支給額……同法第14条及び第17条第2項に規定 療養の期間……戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領第13項に規定</p> <p>1 公務上の傷病について療養の給付の必要があるか否かの審査基準 原傷病との因果関係、継続性、現状の必要性等を、戦傷病者特別援護法の運用について(昭和38年月28日厚生省援護課庶務課長連絡)第2問4の指示により保険課指導医療官に医学的立場からの審査を依頼し、その結果に基づいて判定している。</p> <p>2 療養費の支払額についての審査基準 療養の給付を認められた傷病で申請がなされているかを書類審査した後、戦傷病者特別援護法第15条第3項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金に審査を依頼している。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	90日 (社会保険診療報酬支払基金 30日) (処分庁 60日)			
期間の制定根拠	戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領第19、第20			